

武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)」は、武庫川水系河川整備計画(以下「河川整備計画」という。)に基づき、河川整備計画の着実な推進を図るため、同計画に位置づけた施策や事業の実施状況等について、学識経験者や地域住民等に報告し、意見を聴くことを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、河川整備計画の推進に係る次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 河川整備計画に位置づけた施策や事業の実施状況に関すること。
- (2) P D C A (PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(点検・評価)・ACTION(改善))サイクルの考え方に基づいた前号の進行管理の仕組みに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の責務等)

第6条 委員は、自らの知識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べなければならない。

- 2 委員には、県行政に対する特別な地位が与えられるものではない。
- 3 委員は、その地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用してはならない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に規定する委員長が必要と認めた者(以下「委員等」

という)が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員等が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、県土整備部土木局武庫川総合治水室及び阪神南県民局西宮土木事務所武庫川対策室とし、委員会の運営に関する庶務を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(施行期日)

1 平成24年10月9日から施行する。(委員の変更)

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、県土整備部土木局長が招集する。

(別紙)

敬称略・順不同

区分	氏名	所属等
学識 経験者	宇田川 真之	人と防災未来センター主任研究員
	上南木 昭春	大阪府立大学大学院教授
	竹林 洋史	京都大学防災研究所准教授
	服部 保	兵庫県立大学教授
	道奥 康治	神戸大学大学院教授
地域 住民等	関 恒雄	尼崎市都市整備局土木部長
	番庄 孝夫	三田市都市整備部長
	室屋 俊一	西宮市鳴尾東コミュニティ協議会会長
	山口 貢二	篠山市古市地区自治会長会会長
	大北 慶隆	公募
	北添 慎吾	公募

(は委員長)

<新旧対照表>

改正前		改正後	
(別紙)		(別紙)	
敬称略・順不同		敬称略・順不同	
区分	氏名	氏名	所属等
学識 経験者	宇田川 真之	宇田川 真之	人と防災未来センター主任研究員
	上浦木 昭春	上浦木 昭春	大阪府立大学大学院教授
	竹林 洋史	竹林 洋史	京都大学防災研究所准教授
	服部 保	服部 保	兵庫県立大学教授
	◎道奥 康治	◎道奥 康治	神戸大学大学院教授
	関 恒雄	関 恒雄	尼崎市都市整備局参与(土木担当)
地域 住民等	垣崎 芳博	番庄 孝夫	三田市都市整備部長
	室屋 俊一	室屋 俊一	西宮市鳴尾東コミュニティ協議会会長
	市嶋 弘昭	山口 貢二	篠山市古市地区自治会長
	大北 慶隆	大北 慶隆	公募
	北添 慎吾	北添 慎吾	公募
(◎は委員長)		(◎は委員長)	